

○文部科学省令第三十五号
 学校教育法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十九号）の施行に伴い、及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第二項及び第三項の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成三十年十二月二十七日
 文部科学大臣 柴山 昌彦

学校教育法施行規則の一部を改正する省令
 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第五十六条の五 学校教育法第三十四条第二項に規定する教材（以下この条において「教科用図書代替教材」という。）は、同条第一項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の発行者が、その発行する教科用図書の内容の全部（電磁的記録に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材とする。</p> <p>2 学校教育法第三十四条第二項の規定による教科用図書代替教材の使用は、文部科学大臣が別に定める基準を満たすように行うものとする。</p> <p>3 学校教育法第三十四条第三項に規定する文部科学大臣の定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>一 視覚障害、発達障害その他の障害</p> <p>二 日本語に通じないこと</p> <p>三 前二号に掲げる事由に準ずるもの</p> <p>4 学校教育法第三十四条第三項の規定による教科用図書代替教材の使用は、文部科学大臣が別に定める基準を満たすように行うものとする。</p> <p>第七十九条の八 第四十三条から第四十九条まで、第五十三条、第五十四条、第五十六条の五から第七十一条まで（第六十九条を除く。）及び第七十八条の規定は、義務教育学校に準用する。</p> <p>2 第八十九条 [略]</p> <p>2 第五十六条の五 [略]</p> <p>則第九条第二項において準用する同法第三</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>第七十九条の八 第四十三条から第四十九条まで、第五十三条、第五十四条、第五十六条の五から第七十一条まで（第六十九条を除く。）及び第七十八条の規定は、義務教育学校に準用する。</p> <p>2 第八十九条 [略]</p> <p>「項を加える。」</p>

第十四条第二項又は第三項の規定により前項の他の適切な教科用図書に代えて使用する教材について準用する。

第四百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十六条の五から第七十一条まで（第六十九条を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

2・3 [略]

第四百三条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十六条の五から第七十一条まで（第六十九条を除く。）、第七十八条の二、第八十二条、第九十一条、第九十四条及び第百条の三の規定は、中等教育学校に準用する。この場合において、同条中「第百四条第一項」とあるのは、「第百十三条第一項」と読み替えるものとする。

2・3 [略]

第百三十一条 [略]

2 [略]

3 | **第五十六条の五**の規定は、学校教育法附則第九条第二項において準用する同法第三十四条第二項又は第三項の規定により前項の他の適切な教科用図書に代えて使用する教材について準用する。

第百三十五条 [略]

2 **第五十六条の五**から第五十八条まで、第六十四条及び第八十九条の規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。

3・5 [略]

第百三十九条 [略]

2 **第五十六条の五**の規定は、学校教育法附則第九条第二項において準用する同法第三十四条第二項又は第三項の規定により前項の他の適切な教科用図書に代えて使用する教材について準用する。

3・5 [略]

第百三十九条 [略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第四百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十七条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

2・3 [略]

第四百三条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十七条、第五十八条、第五十九条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）、第七十一条、第八十二条、第九十一条、第九十四条及び第百条の三の規定は、中等教育学校に準用する。この場合において、同条中「第百四条第一項」とあるのは、「第百十三条第一項」と読み替えるものとする。

2・3 [略]

第百三十一条 [略]

2 [略]

「項を加える。」

第百三十五条 [略]

2 **第五十七条**、第五十八条、第六十四条及び第八十九条の規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。

3・5 [略]

第百三十九条 [略]

「項を加える。」

附則
 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。